

武豊町制 70 周年記念協賛・PR 事業に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、武豊町(以下「町」という。)の町制 70 周年を広く周知し、町全体で盛り上げることを目的とし、武豊町制 70 周年記念協賛・PR 事業(以下「協賛・PR 事業」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 町制 70 周年を記念して、町内の団体や事業者等が主催して行うイベント等のうち、「武豊町制 70 周年記念事業実施基本方針」に定める基本理念及び基本方針に合致するもので、主催者等からの申請により企画政策課にて決定する。

2 前項の規定に加え、次の各号のいずれかの要件に該当する場合を除くものとする。

- (1) 町及び第三者のイメージを損なうおそれのあるとき
- (2) 公序良俗及び法令等に違反又はそのおそれのあるとき
- (3) 政治、宗教及び思想的な活動であるとき
- (4) イベントにおいては特定の参加者を対象とし、公益性がないとき
- (5) 前各号に定めるもののほか、町長が対象事業として不相当と認めるとき

(申請手続)

第3条 協賛・PR 事業を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、武豊町制 70 周年記念協賛・PR 事業(新規・変更)承認申請書(様式第 1 号)を町に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。ただし、町長が申請を要しないと認めた事業等についてはこの限りではない。

2 前項の規定による申請をしようとする者は、武豊町制 70 周年記念協賛・PR 事業(新規・変更)承認申請書(様式第 1 号)に、次の書類を添付して武豊町へ提出しなければならない。

- (1) 冠・ロゴマークの使用方法が分かる資料
- (2) その他町長が必要と認めるもの

(申請の承認等)

第4条 町は、前条の規定による申請がされたときは、内容を審査し、協賛・PR 事業の承認又は不承認の決定を行うこととする。申請の承認に関する事務は、企画政策課が行うものとする。

2 町は、前項で決定した内容について、武豊町制 70 周年記念協賛・PR 事業承認(不承認)決定通知書(様式第 2 号)により、申請者に対し通知することとする。

(変更等の届出)

第5条 前条の規定による承認を受けた者が事業の中止又は事業内容等の変更を行う場合は、武豊町制 70 周年記念協賛・PR 事業(新規・変更)承認申請書(様式第 1 号)に第 3 条第 2 項に規定する書類を添えて変更の申請を行い町の承認を得なければならない。

(承認の取消し等)

第6条 町は、協賛・PR事業の承認をした事業等が第2条の規定に該当しないことが判明した場合は、その承認を取り消し、武豊町制70周年記念協賛・PR事業承認取消通知書(様式第3号)により、申請者に通知するとともに、差し止め、回収、破棄等を申請者に命ずることができる。

2 前項の規定による取消しにより、申請者に損害が生じた場合であっても、町はその損害を賠償しないものとする。

(冠及びロゴマークの使用等)

第7条 第4条における承認を受けた事業は、次に掲げる冠及びロゴマーク(以下「冠等」という。)を無償で使用することができる。

(1) 冠「祝 武豊町制70周年」の使用

(2) ロゴマークの使用 別図 図1

2 前項の規定に加え、町ホームページに掲載することができる。

3 ロゴマークを使用する場合、次の要件を遵守しなければならない。

(1) 色の変更はしないこと

(2) 3D処理をしないこと(例：影をつける、立体的にする等)

(3) バランスを変更しないこと(例：縦横比を変更する、書体を変更する等)

(4) 要素を付け加えないこと(例：星を追加する、文字を付け加える等)

(5) 令和5年度に使用する場合は「令和6年10月5日 町制70周年」の文字を合わせて表記すること

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協賛・PR事業に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

1 この要綱は、令和5年6月2日から施行する。

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別図 図1(第7条第1項(2)関係)

